

日本三大樹氷ブランド化誘客推進事業業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和5年6月

青森市経済部観光課

## 日本三大樹氷ブランド化誘客推進事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、日本三大樹氷ブランド化誘客推進事業業務委託を実施するに当たり、業務を委託する事業者を公募型プロポーザル（企画提案）方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、応募者の募集、提出書類の審査等の手続等について必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

#### (1) 委託業務名

日本三大樹氷ブランド化誘客推進事業業務委託

#### (2) 業務内容

基本仕様書のとおり

※基本仕様書は、あくまでプロポーザル実施のために使用するものであり、委託業務の詳細については、受託者と協議の上、変更する場合がある。

#### (3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

#### (4) 委託料上限額

2,841,000円（消費税および地方消費税額を含む）

### 3 委託者

青森市

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

ア 青森市内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

イ 事業所の所在地における市町村税を滞納していない者であること。

ウ 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

オ 国及び地方公共団体からの指名停止措置期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

カ 参加申込書提出日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

キ 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。

と。

ク 過去5年間に同種又は類似業務の受注実績を有する者であること。

## 5 質問と回答

業務内容及び選定方法に関する質問等については、次のとおり受け付ける。

### (1) 受付期間

令和5年6月9日（金）から6月19日（月）午後5時まで

### (2) 提出先 「10 問い合わせ先」に同じ

### (3) 質問方法

受付期間中に「質問票」（様式第6号）に質問事項を記載の上、電子メールで提出すること。

（電子メールで提出の旨、電話で連絡すること。）

その際の件名は、【日本三大樹氷ブランド化誘客推進事業業務に関する質問】とすること。

※電話など口頭による質問は一切受け付けない。

### (4) 回答方法

令和5年6月21日（水）正午までに電子メールで回答する。なお、質問及び回答については、参加申込をした事業者と期限までに質問した事業者に同一内容を送付するものとし、質問者名は非公開とする。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

## 6 参加申込書及び企画提案書等の提出

### (1) 参加申込書の提出

ア 提出期限 令和5年6月19日（月）午後5時（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（書留に限る。）

※持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

### ウ 提出書類

(ア) 参加申込書（様式第1号）…1部

(イ) 誓約書（様式第2号）…1部

(ウ) 会社概要書（会社案内等含む。様式第3号）…1部

(エ) 類似業務実績調書（様式第4号）…1部

※過去5年間に、国・地方公共団体又は民間事業者との間で契約・履行した主な類似・関連業務実績について、2件記載すること。

※類似の業務実績が多数ある場合は、最も本事業の趣旨に近いと思われる業務実績を記載すること。

※記載した契約に関する仕様書の写し及び実績報告書を作成している場合にはその写しを添付すること。

(オ) 直近3ヶ月以内に発行された事業所の所在地における市町村税の納付書の写し又は未納のない旨の証明書（原本）…1部

エ 参加者への通知

参加申込をした事業者に対し、参加資格要件及び提出書類を確認の上、電子メールにより審査会の時間、場所を提示する。

参加不可となった場合には、その理由を付して電子メールにより通知する。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和5年7月3日（月）午後5時（必着）

イ 提出方法

（1）による参加表明をした上で、「ウ 提出書類等」を持参又は郵送（書留に限る。）で提出すること。

※持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

ウ 提出書類等

(ア) 企画提案書（様式任意。30ページ以内。）…正本1部、副本14部

(イ) 企画提案書のデータ（PDF又はPowerPoint）を入れたCD-R等…2枚

(ウ) 見積書（様式第5号。別紙「基本仕様書」に記載の各業務内訳金額も明示すること（様式任意）。）…正本1部、副本14部

※副本は、社名を明記しないこと。

(3) 参加申込書及び企画提案書等の提出先

「10 問い合わせ先」に同じ

(4) その他

ア 参加者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。

イ 参加申し込み後に辞退する場合は、文書にて提出すること（様式第7号）。

ウ 本プロポーザル参加に関する書類等の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

エ 参加辞退の申し出があった場合においても、既に提出された一切の書類は返却しない。

オ 提出期限以降は提出書類等の差替え及び再提出は認めない。

カ 提出された書類等及び提案内容は、選定以外に使用しない。

キ 提案内容については、見積額以内で実施できることを確約したものとみなす。

ク 異なる内容の提案を複数提出することは出来ない。

ケ 企画提案書は、別紙1「企画提案書の構成等について」に沿って記載すること。

また、別表1-1「審査項目及び配点表」の視点に沿って具体的に記載すること。

7 審査

提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な契約候補者を選定するため、日本三大樹水ブランド化誘客推進事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）による審査を行う。

審査では、各審査委員の採点結果を合計した点数を提案者の点数とし、最も点数が高い提案者を契約候補者として選定する。なお、審査会は非公開とする。

(1) 審査方法

提出書類等の確認及び提案者によるプレゼンテーション（質疑応答含む。）

(2) 審査会

ア 開催日時等 令和5年7月6日（木）（予定）

※時間及び場所については、参加可能な事業者に対し電子メールにより通知する。

イ プレゼンテーションについて

(ア) プレゼンテーション：20分以内

- ・順番は申し込み順とする
- ・他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない

(イ) 質疑応答：10分以内

(3) 審査基準（100点）

審査基準については、別表1-1「審査項目及び配点表」のとおりとする。

(4) 選定結果の通知

審査会による選定の結果は、提案者へ速やかに電子メールでお知らせするとともに、書面により通知する。

審査内容及び審査結果に対する問合せは応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けない。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があった時は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ② 提出期限までに書類が提出されなかった場合。
- ③ 提出書類に不足があった場合。
- ④ 本要領に定めた参加資格要件を満たしていない場合。
- ⑤ 提出書類の内容が基本仕様書と合致していない場合。
- ⑥ 審査会の委員に対して、直接間接を問わず接触を求め、または接触した場合。
- ⑦ 見積金額が委託料上限額を上回った場合。
- ⑧ その他、この実施要領に違反したと認められる場合。

## 8 契約

(1) 契約の締結

① 企画提案書等について、契約候補者と協議・調整を行い、協議が整った場合に、地方自治法第 234 条に定める随意契約の方法によって委託契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調のときは、審査会による順位が高い者から順に契約締結の協議を行う。

② 協議の内容によっては、提案内容の一部を変更することができる。

(2) 契約の変更

契約後、災害その他やむを得ない事情により当該委託業務の実施が困難となったときは、委託者と受託者が協議及び調整を行い、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部もしくは一部を中止する場合がある。

## 9 選定スケジュール

(1) 公募開始	令和5年6月9日（金）
(2) 質問の提出期限	令和5年6月19日（月）午後5時
(3) 質問の回答期限	令和5年6月21日（水）正午
(4) 参加申込書の提出期限	令和5年6月19日（月）午後5時
(5) 企画提案書の提出期限	令和5年7月3日（月）午後5時
(6) 審査会の開催	令和5年7月6日（木）予定
(7) 選定結果の通知	令和5年7月10日（月）予定

## 10 問い合わせ先

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号

青森市経済部観光課 施設運用チーム

電 話：017-734-5153

F A X：017-734-5188

e-mail：[kanko@city.aomori.aomori.jp](mailto:kanko@city.aomori.aomori.jp)

※ 問合せ、書類提出等に当たっての注意事項

土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。